

# 食の安心コミュニティ活動実施要領

## 第1 目的

本事業は、県民自らが食品関係事業者との意見交換（リスクコミュニケーション）を地域コミュニティ活動の一環として行うことより、県民と食品関係事業者との相互理解を深め、食の安心を醸成していくことを目的とする。

## 第2 定義

### 1 コミュニティ活動リーダー（以下、「リーダー」という）

本要領における「リーダー」とは、山口県食品表示ウォッチャー経験者又は山口県食の安心モニター経験者で、本事業の目的を理解し、食品関係事業者との意見交換に積極的に取り組む意思のある者の中から県が登録した者をいう。

### 2 意見交換（リスクコミュニケーション）

本要領における「意見交換（リスクコミュニケーション）」とは、県民と食品関係事業者が相互理解の促進に向けて、食の安心・安全に係る内容について意見交換を行うものであり、主として以下のものをいう。

#### (1) 現場見学による意見交換

生産現場、製造（加工）施設、調理施設または販売施設を見学し、食品関係事業者の食の安全確保に向けた取組や消費者として注意すべき事項等について意見交換する。

#### (2) 講習会・研修会形式による意見交換

生産者、製造（加工）者、飲食店営業者、販売者及び関係機関の担当者等を講師とした講習会等を開催し、食品関係事業者の食の安全確保に向けた取組や消費者として注意すべき事項等について意見交換する。

### 3 県民との意見交換により相互理解の構築に取り組む食品関係事業者（以下、「食の安心協力事業者」という）

本要領における「食の安心協力事業者」とは、生産現場、製造（加工）施設、調理施設または販売施設を公開したり、講習会・研修会に人材を派遣するなど、食の安全性に関する内容等に関して県民との意見交換に積極

的に取り組む意思のある事業者で県の登録を受けたものをいう。

### 第3 県（生活衛生課・各健康福祉センター）の役割

- 1 県は、山口県食品表示ウォッチャー経験者又は山口県食の安心モニター経験者を対象とした研修会の開催等により食の安心協力事業者との意見交換を積極的に実施していくリーダーとして養成する。
- 2 県は、（社）山口県食品衛生協会（以下、「県食協」という）と連携し、食品関係事業者に対して本事業の周知を図るとともに食の安心協力事業者の登録の推進に努める。
- 3 県は、リーダーが実施する意見交換が円滑に行われるよう必要な支援及び助言を行う。
- 4 県は、意見交換の結果を取りまとめ、県食協及びリーダー等に情報提供するとともに、食の安心総合情報ホームページに掲載するなどその周知に努める。

### 第4 リーダーの役割

- 1 リーダーは、県が開催する研修会等に積極的に参加し、意見交換に必要な知識や技術の習得に努める。
- 2 リーダーは、事前に日程及び内容を十分に調整した上で、食の安心協力事業者との意見交換の実施に努める。
- 3 リーダーは、意見交換を実施するに当たり、地域、サークル、消費者団体の構成員など、広く参加を求めるように努める。

### 第5 食の安心協力事業者の役割

食の安心協力事業者は、自らが取り組んでいる食の安全確保に向けた取組等を積極的に公開し、消費者との相互理解に努める。

### 第6 県食協の役割

県食協は、食の安心協力事業者の登録推進に積極的に取り組むとともに、生活衛生課から提供された情報をホームページに掲載するなど事業の周知に努める。

## 第7 リーダー及び食の安心協力事業者の情報の登録管理

### 1 リーダーの情報の登録管理

- (1) リーダーとして登録を希望する者は、「食の安心コミュニティ活動リーダー」登録申込書（別紙様式1）及び同意書（別紙様式2）を生活衛生課に提出する。
- (2) 生活衛生課は、県民活動団体に所属し一定の活動が期待できるなど、リーダーとして適当と認められる者に対して登録の通知を行う。
- (3) 生活衛生課は、研修を受講したリーダーの氏名、住所、連絡先等の情報を登録し管理する。
- (4) 生活衛生課は、登録したリーダーの同意の得られる範囲で氏名、住所、連絡先等の情報を各健康福祉センターに提供する。
- (5) 生活衛生課は、辞任の申出があった場合、病気等で活動の遂行が困難となった場合、犯罪行為等、リーダーとしてふさわしくない行為を行ったことが明らかになった場合には、リーダーの登録を取り消す。

### 2 食の安心協力事業者の情報の登録管理

- (1) 食の安心協力事業者として登録を希望する食品関係事業者は、「食の安心協力事業者登録申出書」（別紙様式3）を管轄の健康福祉センター経由で生活衛生課に提出する。
- (2) 生活衛生課は、食の安心協力事業者として適当と認められる事業者に対して登録証（別紙様式4）を交付する。
- (3) 食の安心協力事業所は、登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更事項を登録内容変更届（別紙様式5）により管轄の健康福祉センター経由で生活衛生課に届け出なければならない。また、食の安心協力事業者としての登録を辞退する場合は、速やかに登録辞退届（別紙様式6）により管轄の健康福祉センター経由で生活衛生課に届け出なければならない。
- (4) 生活衛生課は、前項で届出された内容を速やかに登録し、その内容を各健康福祉センター、県食協及びリーダー等に情報提供するとともに、変更内容に応じて新たに登録証を交付する。

- (5) 生活衛生課は、食の安心協力事業者の情報をホームページに掲載する。

## 第8 意見交換の実施

- 1 リーダーは、意見交換の内容及び日程等を調整するため、実施希望日の概ね2週間前までに「食の安心コミュニティ活動申込書」(別紙様式7)を食の安心協力事業者に提出する。
- 2 リーダーは、前項により意見交換の実施が決定した際には、速やかに「食の安心コミュニティ活動計画書(報告用)」(別紙様式8)により健康福祉センター経由で生活衛生課に提出する。
- 3 リーダーは、意見交換を円滑に実施するために県に対して協力を依頼することができる。また、県は、リーダーの依頼に積極的に協力する。
- 4 リーダーは、意見交換の実施から2週間以内に実施結果を「食の安心コミュニティ活動実施報告書」(別紙様式9)により健康福祉センター経由で生活衛生課あてに報告する。

## 第9 費用の負担

県民主導の意見交換であることから、意見交換開催に係る費用については、意見交換の参加者が負担することとする。

## 第10 その他

この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

### 附則

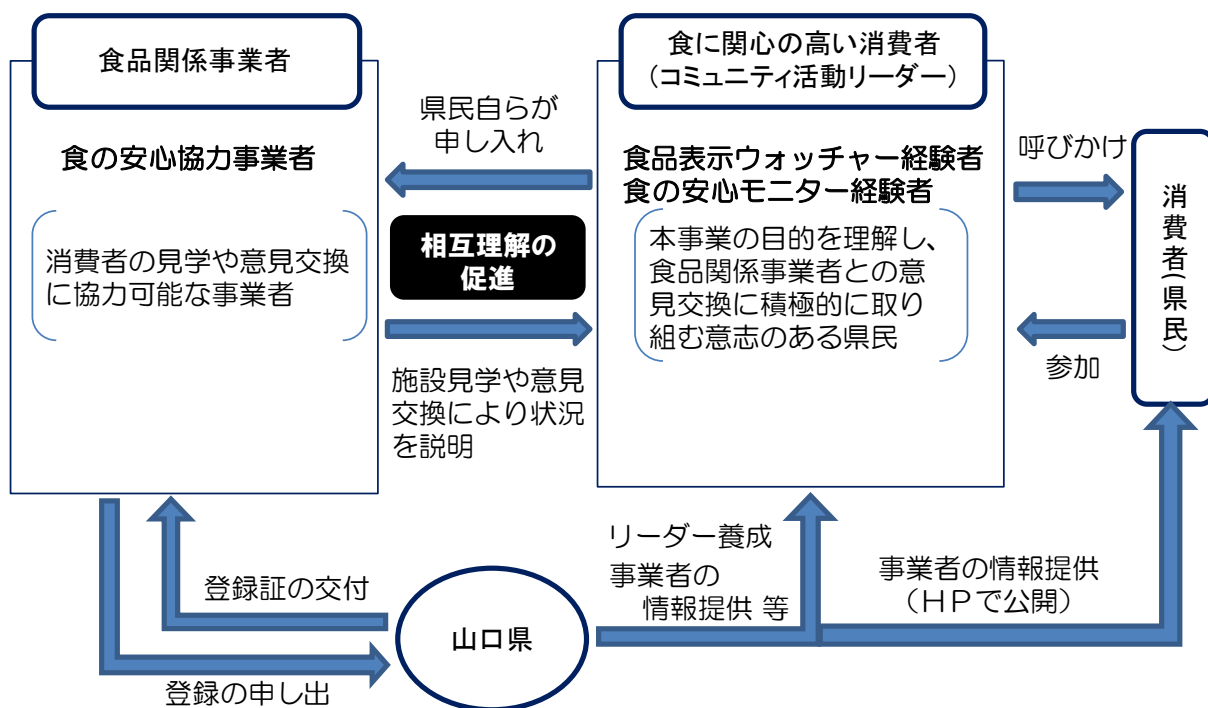
この要領は、平成19年5月29日から施行する。

この要領は、平成20年6月24日から施行する。

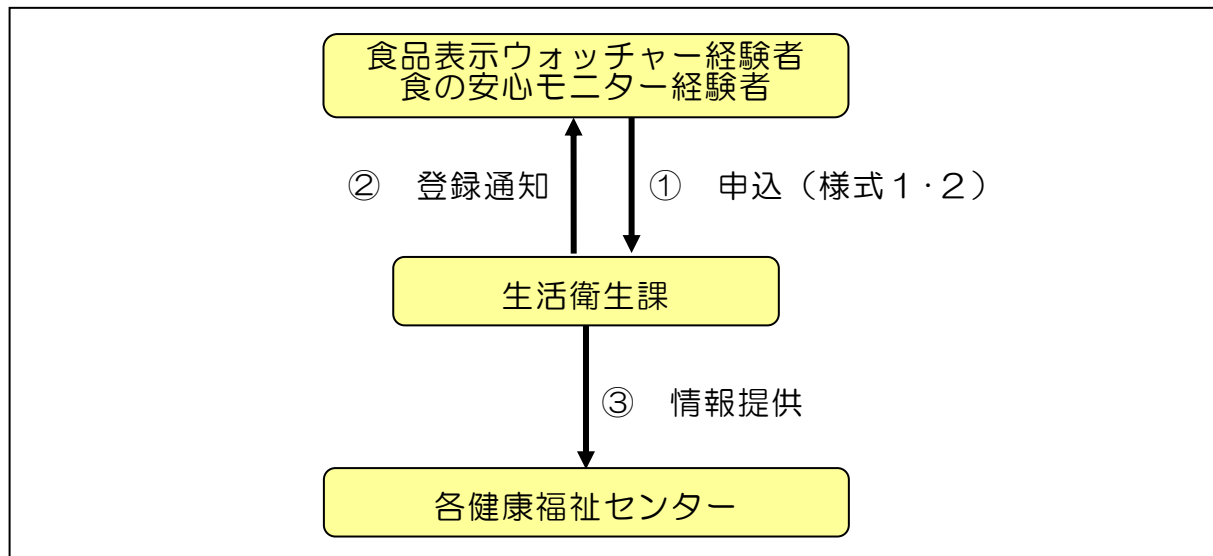
この要領は、平成22年6月24日から施行する。

この要領は、令和2年11月6日から施行する。

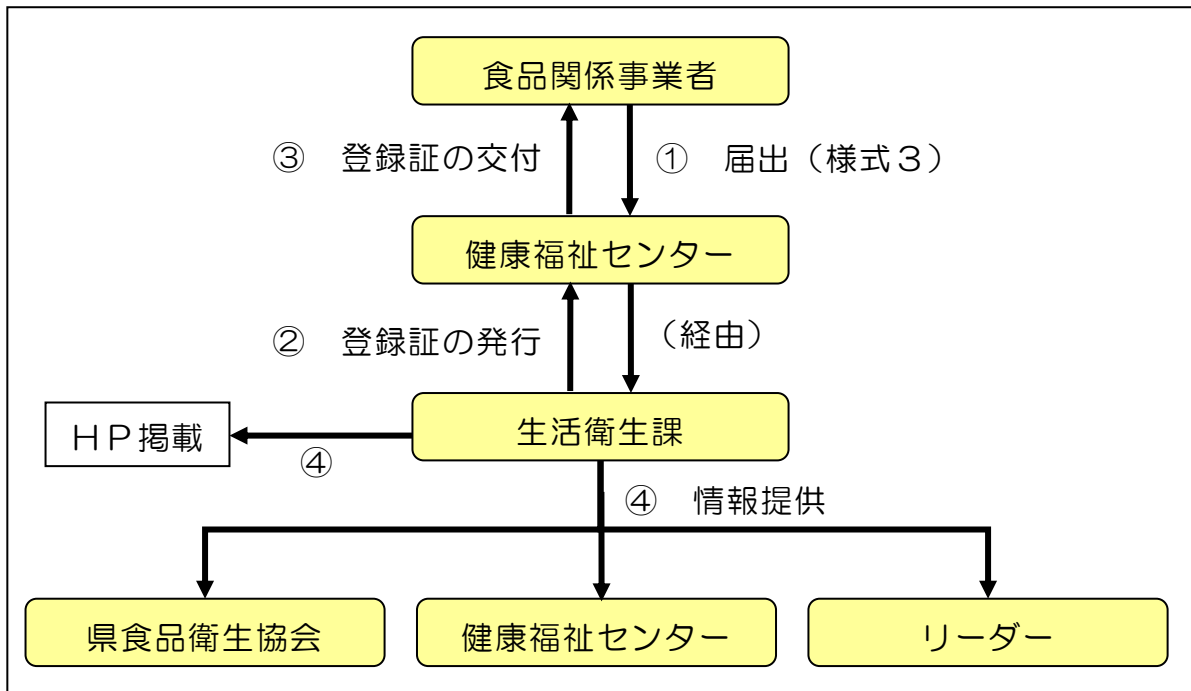
# 【食の安心コミュニティ活動の事業概要】



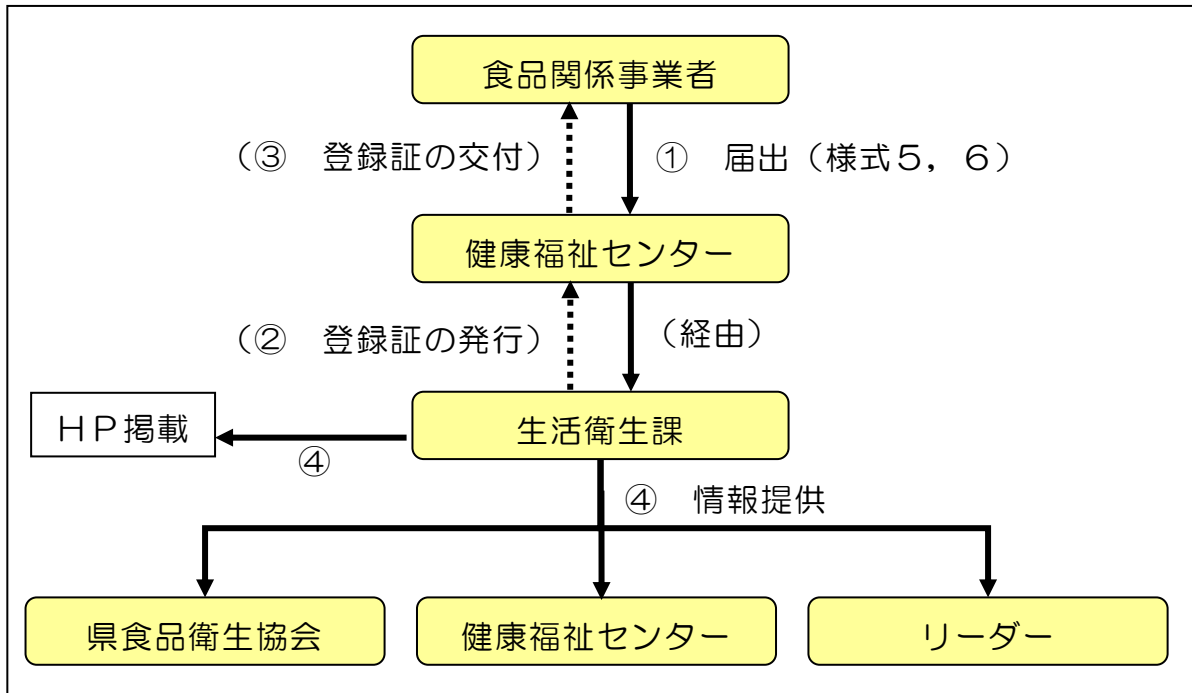
○ リーダーの登録管理



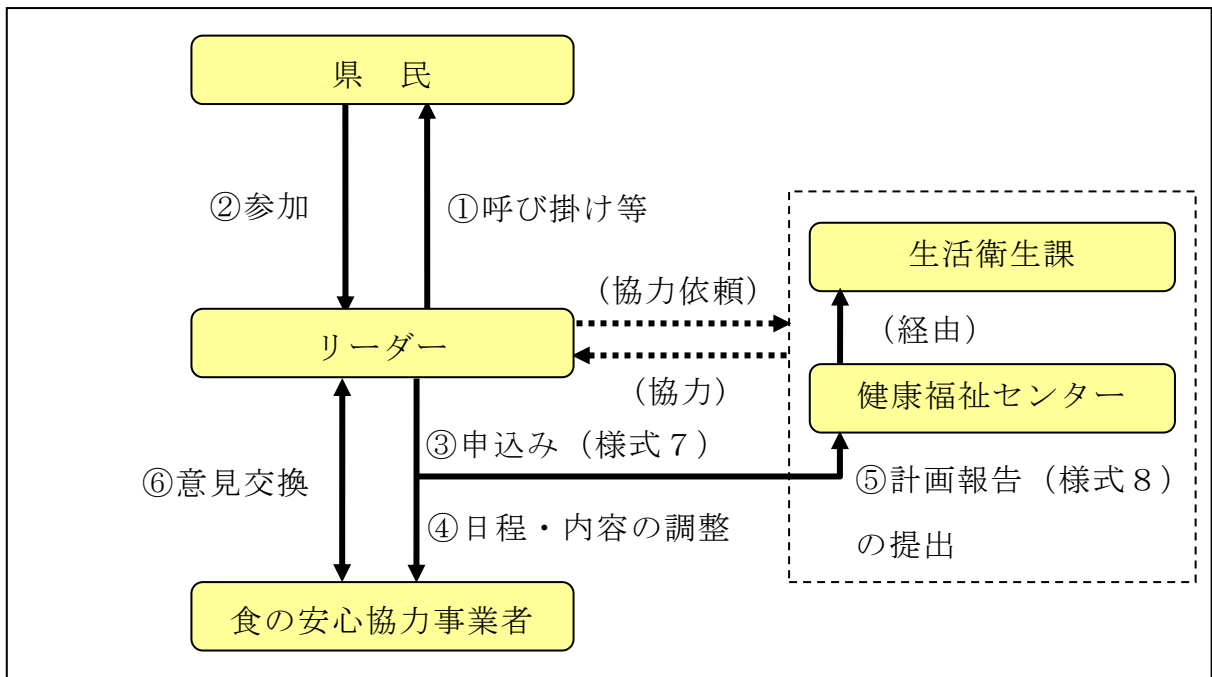
○ 食の安心協力事業者の登録管理



○ 食の安心協力事業者の登録管理（変更・辞退）



○ 意見交換の実施



○ 意見交換実施結果の報告等

